

# 岡山市町村総合事務組合職員任用規則

【平成 25 年 2 月 1 日規則第 1 号】

(趣旨)

**第 1 条** この規則は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 15 条の規定により、職員の採用（現に職員（法第 22 条第 5 項の規定による臨時的任用の職員を除く。）でない者を新たに職員に任用することをいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(採用の方法)

**第 2 条** 職員の採用は、次条の規定により選考が認められる場合を除き、競争試験（以下「試験」という。）によって行う。

(選考採用のできる範囲)

**第 3 条** 次の各号のいずれかに該当する者の採用は、選考によることができる。

- (1) 特殊な専門知識又は技術を有する職であって管理者が認めた者
- (2) 現に国家公務員又は他の地方公共団体の職員であって管理者が認めた者
- (3) 前に岡山市町村総合事務組合の職員であった者をもって補充しようとする職であって管理者が認めた者
- (4) 前各号に定めるもののほか、試験を行っても十分な競争者が得られないと認められる場合又は試験によることが適当でないと認められる場合であって管理者が認めた者

(試験機関)

**第 4 条** 管理者は、試験及び選考並びにこれらに関する事務を行うため、岡山市町村総合事務組合職員採用試験委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

**第 5 条** 委員会は、常勤の副管理者、次長、総務課長、業務課長及び福利課長をもって組織する。

(試験及び選考事務)

**第 6 条** 委員会は、試験及び選考に関し、次の各号に掲げる事務を処理する。

- (1) 試験に関する事項を告知すること。
- (2) 試験及び選考を実施すること。
- (3) 試験の結果に基づいて合格者名簿を作成すること及び選考の結果を管理者に報告すること。

(試験の方法)

**第 7 条** 試験は、職務遂行の能力を有するかどうかを正確に判定することを目的とし、次の各号に掲げる方法のうち 2 以上を併せて行わなければならない。

- (1) 筆記試験
- (2) 口述試験

(3) 身体検査

(4) 前各号に掲げるもののほか、職務遂行の能力を客観的に判断することができるその他の方法

(試験の告知)

**第8条** 採用試験の告知は、ホームページへの掲載その他適切な方法で行わなければならない。

(告知の内容)

**第9条** 採用試験の告知の内容は、次の各号に掲げる事項とする。

(1) 当該試験の対象となる職の区分及び職務内容

(2) 受験資格

(3) 受験申込書の入手方法並びに提出の場所、時期及び手続

(4) 試験の日時、場所、方法

(5) 採用予定人員

(6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(受験資格)

**第10条** 受験資格は、試験の対象となる職の職務に応じて、受験者として必要な経歴、学歴、免許その他必要な資格要件をその都度管理者が定める。

(提出書類)

**第11条** 試験を受けようとする者は、履歴書を提出しなければならない。

2 委員会は、必要に応じて前項に規定するもののほか、次の各号に掲げるものの一部又は全部を提出させることができる。

(1) 最終学校の学業成績書

(2) 免許書、試験合格証又はこれらの写し

(3) 前2号に掲げるもののほか、当該試験について必要と認めるもの

(選考の方法)

**第12条** 選考は、選考される者の職務遂行能力の有無を選考の基準に適合しているかどうかに基づいて判定するものとし、必要に応じて筆記試験、口述試験その他の方法を用いることができる。

(条件附採用の期間)

**第13条** 職員の採用（法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定による採用を除く。）は、法第22条第1項の規定による条件附採用の全期間終了前に管理者が別段の措置をしない限り、その期間が終了した翌日において、正式のものとする。

(条件附採用の期間の延長)

**第14条** 条件附採用期間の開始後6月間において、実際に勤務した日数が90日に満たない職員については、管理者は、その日数が90日に達するまでその条件附採用期間を延長する

ものとする。ただし、条件附採用の期間の開始後 1 年を超えることとなる場合においては、この限りでない。

(その他)

**第 15 条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

**附 則** (平成 25 年 2 月 1 日規則第 1 号)

この規則は、公布の日から施行する。